

法律科目試験 「公法系」 問題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 外国人の選挙権
- (2) 行政機関による事実の公表とその法的問題（具体例を挙げて）

II 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

キリスト教プロテスタントの一宗派であるA派は、聖書解釈において厳格主義をとり、自動車、電気などの近代的発明品の利用を禁止している（馬車や水車のように蒸気機関や電力を使わないものの利用は許される。）。A派の人々は、近代的な農業機械を使用しないが、優秀な農業者であり、また、「よき市民」として、彼らの信仰と矛盾しない法令については、一般市民と比べても遵法精神が高いといわれている。アメリカ合衆国には約3万人の信者がおり、50人～500人規模のコミュニティを形成して生活している。

子弟の教育に関してA派では、「よき農民、よき市民」になるための最低限度の知識・技能を獲得させるため、小学校卒業までは子弟を公立学校に通学させるが、近代以降の科学技術の成果や現代世界の政治・経済に関する教育が本格的に行われることを理由として（これらの知識・技能の修得は、A派の信仰にとって、不要であるばかりか、害悪をもたらす危険性があると信じている。）、子弟を中学校には進学させず、信者の間で分担して、農業の知識・技能の修得を主な目的とした教育を施している。

日本のB県の山間部にあるC村では過疎化が深刻な問題であったが、A派の神父であるDが同村内に教会を建てて全国から信者を集め、村内からも新たな信者の加入があったため、200人程度のコミュニティが形成され（以下、「C村コミュニティ」と呼ぶ。）、A派の信仰に基づいた生活を送っている。C村コミュニティの住人は自給自足で十分に健康的な生活を送っており、C村のその他の住人との間にも何ら軋轢は生じていない。

XはA派の信者であり、C村コミュニティの役員的な地位にある。Xの長男Eは小学校卒業まではC村立小学校に通学していたが、A派の教育方針を厳守するXは、Eが学校教育法上の中学校（公立・私立を問わない。）に通うことを許さず、C村コミュニティ内でEに対して教育を施している。そのため、Eは一回もC村立中学校に登校していない。Eはそのことに何ら疑問や不満をもっておらず、Xの妻であるFも同様である。

C村立中学校長とC村教育委員会は再三にわたって、Xに対して、Eを通学させるように説得したが、Xはそれを拒否した。第1学年の間、Eが一度も、学校教育法上の中学校に登校しなかったことを重くみた教育委員会は、学校教育法17条2項、144条1項に基づき、Xを刑事告発した。

設問 刑事告発を受けたXは正式裁判を請求し（刑訴法 465 条を参照。）、自分は無罪であると主張するつもりである。X側からの法的主張をした上で、その主張の当否について、あなた自身の見解を示しなさい。

【資料】学校教育法（抄）

第 16 条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第 17 条 保護者は、子の満 6 歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満 15 歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

2 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

（第 3 項略）

第 144 条 第 17 条第 1 項又は第 2 項の義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は、10 万円以下の罰金に処する。

（第 2 項略）

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

Aは、障害を有する配偶者と共にB市内の自宅で手描き友禅の請負業務に従事し、小型自動車（以下、「本件自動車」と呼ぶ。）を資材の仕入れや納品のために使用している。Aの収入（必要経費を除く。以下同じ。）は、月額約3万円から10万円であった。そのため、Aが生活保護法（以下、「法」と略す。）に基づく保護の開始を申請したところ、B市福祉事務所の所長は、事業用資産として本件自動車の保有を認めた上で、保護の開始を決定した。その後5年間、Aの収入は月額2万円から6万円の間で推移した。同事務所内の会議で、Aは収入が少なく、本件自動車の保有を事業用資産として認めることは困難であると判断された。それを受けて、同事務所の職員は、再三、手描き友禅の請負による収入が月額11万円まで増加するよう口頭で指導した。Aもできるだけ増収に努めたが、月額11万円の収入は実現不可能ないし著しく実現困難といえるものであった。それにもかかわらず、同事務所長は、Aに対し、法27条1項に基づく指示を記載した書面（以下、「本件指示書」と呼ぶ。）を交付した。本件指示書には、指示の内容として「手描き友禅の請負による収入を月額11万円まで増収して下さい。」、その理由として「本件自動車の保有は世帯の収入増加に著しく貢献すると認められたが、その効果が得られていないため。」と記載され、履行期限が2か月後に設定されていた。同事務所の職員は、本件指示書の交付に当たり、この指示に従わなければ法62条3項により保護の廃止もあること等を説明した。

設問 Aは、履行期限までに月額11万円の収入をあげることは不可能だと考えている。Aの生活保護が廃止されないための適切な訴訟を検討し、その請求が認められるかどうかを論じなさい。なお、この設問では、不利益処分手続および不服申立てに言及する必要はない。

参考法令

・生活保護法

（指導及び指示）

第27条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

（指示等に従う義務）

第62条 被保護者は、保護の実施機関が、……第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

（第2項略）

3 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

(第4項以下略)

・生活保護法施行規則

(保護の変更等の権限)

第19条 法第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によつて行つた指導又は指示に、被保護者が従わなかつた場合でなければ行使してはならない。